

平成 2 2 年第 1 回尾鷲市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 5 月 1 9 日（水曜日）

---

議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 5 月 1 9 日（水）午前 1 0 時開会

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2   |           | 会期の決定  |
| 日程第 3   | 議案第 3 0 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決について                             |
| 日程第 4   | 議案第 3 1 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について                     |
| 日程第 5   | 議案第 3 2 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について<br>（提案説明、質疑、委員会付託）                       |
| 日程第 6   | 報告第 1 号   | 専決処分事項の承認について（平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算第 1 2 号）                     |
| 日程第 7   | 報告第 2 号   | 専決処分事項の承認について（平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 4 号）              |
| 日程第 8   | 報告第 3 号   | 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）                                    |
| 日程第 9   | 報告第 4 号   | 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）                                 |
| 日程第 1 0 | 報告第 5 号   | 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）                               |
| 日程第 1 1 | 報告第 6 号   | 専決処分事項の承認について（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）<br>（報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 1 2 | 報告第 7 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について<br>（報告、質疑）                      |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決について                             |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正                                     |

予算（第1号）の議決について

日程第15 議案第32号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第16 発議第2号 賀田湾における投錨禁止区域の設定を求める意見書  
について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

出席議員（16名）

1番 北村道生議員	2番 内山議員
3番 端無徹也議員	4番 田中勲議員
5番 三林輝匡議員	6番 神保美也議員
7番 南靖久議員	8番 三鬼和昭議員
9番 與谷公孝議員	10番 大川真清議員
11番 濱中佳芳子議員	12番 三鬼孝之議員
13番 高村泰徳議員	14番 版濱口文生議員
15番 中垣克朗議員	16番 真井紀夫議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市長	岩田昭人君
副市長	横田浩一君
会計管理者兼出納室長	宮本忠明君
市長公室長	仲明君
市長公室参事	川口拓也君
総務課長	三木正尚君
防災危機管理室長	川口明則君
税務課長	吉澤壽朗君
福祉保健課長	大倉良繁君
環境課長	野田耕史君

市民サービス課長	南	進	君
建設課長	大屋	一	君
新産業創造課長	奥村	英仁	君
水産農林課長	小倉	宏之	君
水産農林課参事	上田	敏博	君
水道部長	佐々木	進	君
尾鷲総合病院事務長	諦	乘	正
尾鷲総合病院総務課長	中	森	將人
尾鷲総合病院医事課長	世	古	讓治
教育委員長職務代理者	千	種	良子
教育長	畑	中	伸稔
教育委員会教育総務課長	大	川	一文
教育委員会生涯学習課長	川	端	直之
監査委員	濱	田	俊次
監査委員事務局長	濱	野	薫久

議会事務局職員出席者

事務局長	山	本	和夫
議事・調査係長	竹	平	專作
議事・調査係主査	岩	本	功

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより平成22年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様には、大変お忙しい中、平成22年第1回臨時会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてをはじめとする議案3件と専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第12号）をはじめとする報告7件を提出させていただきました。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番、真井紀夫議員、1番、北村道生議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日だけと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2

号)の議決について」から、日程第5、議案第32号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」までの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) 初めに、みえ尾鷲海洋深層水総合交流施設・分水施設における取水障害のこれまでの経過等につきまして、ご説明させていただきます。

去る2月26日の午後8時41分に発生いたしましたアクアステーションの取水障害につきましては、その原因を取水管内部の異物の詰まりと、外部すなわち損傷のいずれかであると仮定し、逆洗手法によるポンプでの加圧作業を24時間態勢で行うとともに、ROV(潜水ロボット)による取水管の目視調査も行いましたが、原因の判明と取水復旧には至りませんでした。そこで、ROVでは調査し切れなかった部分をダイバーにより調査したところ、取水管が大きく屈曲した損傷箇所が見つかり、応急作業の結果、4月11日には取水能力の約70%まで復旧することができました。

しかし、現在の取水能力では、水産庁に報告している利用計画の水産利用分にも満たないものとなっており、利用者の方々には、量を調整しつつ分水せざるを得ない状況であります。また、管は通水できているものの、損傷箇所が依然として大きく偏平していることから、生物等の異物が詰まり、再び取水障害を起こす可能性が高い状況であります。このことから、早急に取水管の改修整備が必要であると判断いたしましたところであります。

それでは、今回提案しております議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」と議案第31号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」につきましてご説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、みえ尾鷲海洋深層水総合交流施設・分水施設における取水障害の原因調査並びに取水管改修事業に係るものでございます。

それでは、お手元に配付の平成22年度尾鷲市一般会計補正予算書(第2号)及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに3億9,524万9,000円を追加し、予算総額を86億4,245万4,000円とするものであります。

3ページをごらんください。

歳入でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金は、1,354万9,000円の増額です。これは、今回の補正財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款市債、1項市債は、3億8,170万円の増額です。これは、海洋深層水総合交流施設・分水施設の改修事業費に充当するため、過疎対策事業債を借り入れるものでございます。

4ページをごらんください。

歳出でございます。

5款農林水産業費、5項水産業費は、3億9,524万9,000円の増額です。これは、今回の海洋深層水取水障害の原因調査経費並びに取水管改修経費であります。

続きまして、15ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計でございます。

今回の補正予算は、平成21年度予算において年度内に歳入見込みの国庫支出金が平成22年度に歳入されることになり、歳入不足となったため、繰り上げ充用が必要となりました。このことから、歳入歳出それぞれに2万円を追加し、予算総額を134万9,000円とするものであります。

17ページをごらんください。

歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は、前年度精算金として2万円を追加するものです。

18ページをごらんください。

歳出でございます。

4款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金は、2万円を追加するものです。

以上をもちまして、議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)」と、議案第31号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)」の説明とさせていただきます。

次に、条例案についてご説明いたします。

議案第32号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年2月12日に公布され、国民健康保険税の介護分の賦課限度額が9万円から10万円に改正されて

おります。また、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、国民健康保険税の医療分の賦課限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援分の賦課限度額が12万円から13万円に改正されたことに伴い、それぞれの政令に準じて一部改正を行うものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 質疑の通告をいたしておりますので、質疑をさせていただきます。

議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」、補正予算書の12ページでございますけれども、歳出5款農林水産業費、5項水産業費、5目海洋深層水事業費、補正額3億9,524万9,000円のうち、海洋深層水の取水管の復旧工事費が3億8,174万8,500円計上されております。この内容と、工事費の財源となります、初めて活用するわけでございますけれども、地方債について質疑をいたします。

海洋深層水事業の取水開始から4年目に入ります。執行部が言う、今回の事故につきましては想定外ということで、現在までいろいろとご苦労されていることに対しまして感謝申し上げたいと思います。今回の本格復旧工事費用を臨時議会に提出されることについては、12日に開かれまして議運なり全協で議員さんが、なぜ臨時議会に補正計上しなければならないのかといった意見とか、また一方では、議会に提出するにはあんまり乱暴過ぎるんじゃないかというようなご意見がありまして、市長答弁といたしましては、急ぐ理由の中で、仮復旧の段階の中での取水量の70%の問題とか、本格復旧するための工事についての財源の確保の問題とか言っておりましたけど、そういうことでやるんやということでございますが、ほかに、特に県営の栽培漁業センターは尾鷲市の漁業資源に重要な役割を果たしております。これに対しまして、平成21年度で年間24万立米以上の供給をいたしておりますね。そういうことで支障があるとか。

また、水産庁の補助金が、全体の22億1,245万5,000円ほど補助金をいただいておりますけれども、そういうことで、水産庁からもできるだけ早くや

れというような要請もあるやに思いますので、そういうことで、今回の臨時議会の提出となったわけでございます。私としても、そういうことで理解をいたしたいと思います。

それで、問題は3億8,000万強の復旧工事費が妥当なのかどうか、私も今、いろいろと議運なりで言ってきましたけど、その辺のところをちょっとお聞きいたしたいと思います。

全協で配付されております海洋深層水取水施設復旧費の積算参考資料に基づいて、詳しくはこれから総務産業常任委員会で審議されると思いますので、今、あまり突っ込んだことについてはお聞きしませんけれども、この中で、1番目の直接工事費が2億1,088万1,000円、2番目に、共通仮設費が6,700万1,000円、それから、現場管理費が5,359万8,000円、4番目に一般管理費が3,209万円、合計、消費税を合わせて3億6,357万というようなことになっております。

特に疑問に思う点は、2番目の仮設工事の中で採用経費というのがありますね。定率分で4.19%の中で883万5,000円という金額が積算されておりますけれども、この辺のところはどうなのかということ。それから、数量とか単位が、今、一式となっておりますけれども、詳細は委員会で要求があるかどうか知りませんが、その辺のところも絡めて、単位が一式というのはなかなか理解できるところがありますので、その辺のところをお聞きいたしたいと思います。

それと同時に、財源の内訳でございますけれども、地方債になっておりますけれども、これは過疎債を借りるというようなお話を聞いておりますので、この過疎債の内容について、いろいろと教えていただきたいと思います。

それと、今回、本格復旧工事をするに当たりまして、全協でも説明がありました防護管を巻くということでございますけれども、この防護管の強度の問題ですね。上から落とした場合と、例えば今回、アンカーで引っかけられたということも想定されておりますけれども、上から落とす圧力で、アンカーで引っかけて上へ上げる圧力はおのずと違ってくるものですね。その辺のところはどういう計算で、再発防止が一番大事なことでありますので、その辺のところはどうなのか、まずその辺をお聞きいたしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、積算額についてでありますけれども、これにつきましては、以前、海洋深層水の取水管を敷設したときに担当しました市役所の技士2人が、

海の工事に関する積算根拠に基づきまして、逐一チェックをかけたものでありますので、またそれにつきましては、後刻、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、過疎債を適用するわけでございますけども、過疎債につきましては、いろいろ制限もある中で、国の動向を注視しながら、配分額の確保につきましては、全力で確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、防護管の強度等につきましては、担当から説明をいたさせます。

議長（三鬼和昭議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（奥村英仁君） 工事積算のことと、防護管等についてご説明いたします。

工事積算につきましては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のセットで工事費となっており、その経費率につきましては、三重県港湾積算基準の構築物工事の経費率を適用いたしました。これは、平成17年度施行の尾鷲海洋深層水取水・送水施設整備工事が同経費率を適用していることから、同様にしたものであります。

それと、あと、先ほど全員協議会の方でお配りさせていただいた参考資料の中で、一式というので資料をお配りさせていただきましたが、その一式の内容につきまして、詳細につきましては、情報公開のときには当然黒塗りで公開しますので、後ほど、委員会の方から要請があればお示しして、会議終了後、返却していただくということであれば、資料として見ていただくようにはしたいと思っております。

それから、防護管の強度等につきましては、メーカーの資料と説明によりますと、試験機の最大過重である長さ12センチあたりに25.2トンをかけても破壊していません。一方、取水管の強度は、50%変形させるのに、1メートル当たり7トンの過重が必要であることから、今回屈曲したわけなんですけど、完全閉塞するには、単純計算ですが、1メートル当たり14トンの過重が必要となります。これを防護管試験の12センチに置きかえると、これも単純計算ですが、12センチあたり1.68トンになります。したがって、25.2トン割る1.68トンは15となり、防護管自体は取水管の15倍以上の強度があると推計できます。なお、今回、25.2トンを、先ほどぼんと当たったときといかりが巻き上げられたということ想定すると、そういう強度があるわけなんですけど、単純計算でありますけども、25.2トン割る取水管自体の重さとか防護管

の重さを加味すると、引き上げられた場合、100メートル以上は耐えられるような計算が出てきましたので、単純計算ですが、あそこの水深が50メートルありますので、両方とに50メートルを引き上げられた場合、当然100メートル分になるわけですから、そうすると、それ以上の強度があるということで、今回は引き上げられても大丈夫な強度と推計しております。

それと、栽培漁業センターの利用量等が出ましたのでご説明させていただきます。

今現在、先ほど市長の方からありましたように、70%の取水量で、1時間当たり84トンです。1日当たりでは約2,016トンになっています。しかしながら、この2,016トンは、水産庁の補助事業の認可を受けた水産利用計画量2,285トンを満たしていません。また、これから夏場になると、栽培漁業センターや活魚運搬車と企業などへの利用量がふえ、現在の取水量2,016トンでは不足することが容易に計算されました。

さらに、現在のままの取水管が屈曲した状態を放置しておく、大型の魚類が取水管に詰まる可能性があり、その場合には、再び利用者に迷惑をおかけし、信頼を失墜させることや、工事台船であるターンテーブル船のあきスケジュールのこともあわせて考えて、今回、提案させていただいたものであります。

なお、これから夏場に向けての栽培漁業センター、それから工業団地等の企業の利用量を考えると、栽培漁業センターと工業団地の方へ送るのが大体1時間80トンです。それと、今現在の取水能力が1時間当たり84トンですので、84トン引く80トンで4トンしかない。4トンはどうなんやということになりますと、脱塩施設であるとか、活魚運搬車であるとか、しお学舎とか夢古道へ水を分水することを考えると、4トンではこれらについて賄えないという計算になりましたので、ぜひ早目に復旧させたいというものであります。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 過疎債の内容も質疑がありました。

市長公室参事。

市長公室参事（川口拓也君） 過疎債の内容でございますが、過疎債は、今年度、本市が過疎指定を受けたということで、過疎対策事業債を借り入れたいというふうに考えております。その起債の内容でございますが、まず、対象事業費に対して100%の充当率でございます。ですので、今回、3億8,174万9,000円の事業費に対して3億8,770万円を借りようとするものでございます。

また、後年度におきまして、元利償還金、これは12年間で償還いたします。うち3年が据置期間ということで、12年間それぞれの年度で支払いを償還する元利償還金の70%を交付税の方で需用額に算入されると。実質、3割の市負担で済むというふうな起債でございます。

議長（三鬼和昭議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。

今回の事故は想定外という認識に立ちまして、清水建設の取水管の敷設工事にミスはなかったと執行部は判断しているわけでございますけれども、議会としても、ミスがあったという状況証拠は確認する手だても今のところありませんので、執行部の判断を是としなければならないと思っております。

そして、今回の事故は、尾鷲市にとりまして災難というか、災害を受けたにも等しいという重大な問題であります。そこで、財政的には、今、財務課の参事が過疎債のことを言いましたけれども、これから過疎指定を受けて、財政的に、学校教育施設の耐震の問題も踏まえて、大変財政も厳しい状況の中にあります。こうした状況を、随契といえども入札方式をとるわけですね、これは。ですから、清水建設さんに、私らは大変な災難を受けたんだという認識のもとに、工事費用を良心的に配慮していただけないかというようなことを思いますので、市長の方で清水建設を、これまでもそうでしょうけども、これから入札に当たって、どの程度の交渉をしていけるのか。名古屋支店まで行っているいろいろと直談判してもらおうということを要望したいと思っておりますけれども、それはできるかできないかわかりませんが、私としては3億8,100万余りの金額を極力軽減できるようにお願いをいたしたいと思っております。

それで、今回の深層水事業につきましては、33億8,000万の全体事業費の中で取水・送水施設整備工事で25億2,000万ですか、今、清水建設が請負しております。その金額は、予定価格の98.5%という満額に近い金額で工事しておりますので、清水建設と交渉する上に当たりましては、そういう原点に戻って交渉していただきたいなという思いがありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それで、強度の問題につきましては、25トンとか1メートル14トンとかいうことで、今回のようなアンカーの事故についても十分耐え得るというような認識をしてよろしいんですね。その辺のところは、今後、責任は1年ということでもありますけれども、どの程度保障をしてもらうのか、その辺のところも詰めておく

必要があるんじゃないかと思imasので、その辺もよろしくお願いたしたいと思imas。

それで、積算参考資料に計上されておimas採用費用の4.19%、それと現場管理費の19.29%、5,359万8,000円、それと4番目の一般管理費9.68%、3,209万円。これ、三つを合計すると9,452万4,000円あるんですね。これは、今、新産業創造課長が三重県港湾積算基準の構造物工事の経費を適用したということござimasし、土木とか建設とか機械設備等によって違おうござimasけれども、これは、法的には、地元紙のコラムにもいろいろと書いておimasけれども、国土交通省の土木工事標準積算基準に基づいた中での三重県でやっておるわけですね、これは。ですから、この辺の三つの経費は、先ほども言imasけれども、清水建設に減免できないかという交渉をしていただいたらと思imasですよ。3億8,100万というのは、市民の方も議会も当然ですし、当事者の執行部も要るかとびっくりすると思imasよ、市長も担当課もね。ですから、そういうことで、何しろこの三つの経費、直接工事費とかそういうのは要るものですから仕方ないと言えば語弊がござimasけれども要るんでしょうけれども、また後で明細も見せるということござimasし、直接工事費については何も言imasせんけれども、採用経費の三つの部分だけは何とか減免してもらえんのかなという思imasがござimasので、その辺を要望しておきたいと思imas。

それで、地方債の過疎債ですけども、これはあれですか、全額計上されておimasけれども、この辺の詰めはしとるのかな。もしこれ、全額借りなんだらどうということになるんですか。起債でやるのか、縁故債でやるのか、そういう財源の腹づもりも持っておるんですか。その辺のところ。

それから、今回の事故は突発的な事故で、市にとっては災難だなという思imasがござimas。そうした中で、こういう突発的な予期せぬ事態等に備えてのものについては、本来なら予備費で対応するのが当然だと思imasんですが、いかんせん市の財政は貧弱でござimasので、毎年予備費が500万しか上がっておimasせんね。焼け石に水ということで過疎債を使うということござimasけれども、市長と副市長にお伺いたしますけれども、基本的にはこの過疎債の活用というのは、自立するために、まちづくりをするために、いろいろな施設なりいろいろな事業に計画的に運用して、不名誉な過疎指定から早期に脱却するためにこの過疎債を使うわけですね、本来は。そうですね。これから、独自の総合計画を策定する中

で、いろいろと過疎債を多用してまちづくりをしなければならない中で、こういう突発的な事故に対して過疎債を充てるということについては、市民の方からも識者からもいろいろと言われておりますよ、心配だと。そして、今年度は過疎債はこれで終わりなんですか。その辺のところはどうなんですか。まず、それをお聞きいたしたいと思います。

それと、新産業創造課長、今回の工事費と当初の工事費、素人考えで概算的に算出したところによりますと、最初の工事は名柄の団地と本体の三木崎やった距離を足すと約13キロですね。それと、今回は530メートルでしょう。それぞれの費用で割ると、当初の事業費より今回の事業費が大体3.7倍ぐらいになるんですよ。割高になるというのはわかりますけども、素人なりに算出したところによりますと、25億2,000万ですね、名柄と取水の工事費につきましては。これを1万3,000メートルで割ると19万3,000円ぐらいになるんですよ。今回、3億8,174万9,000円を530メートルで割ると72万ぐらいになるんですね。素人の考えの積算ですから合っていないのは当然なんですけれども、一つの目安として、やっぱり高いですよ、市長、どない思うても。ですから、重々清水建設と値段のところも踏まえて折衝していただくようお願いをいたしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ご指摘のあった契約についての件でございますけれども、この予算計上額はあくまでも設計額であります。契約締結に当たりましては、幾ら過疎対策事業債を活用するとはいえ、後年度負担が伴います。それを少しでも少なくするという意味からも、請負率をできるだけ下げるということに私も全力を挙げて清水建設と交渉をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他の項目につきましては、副市長、担当からご説明をさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 過疎対策事業債についてご説明させていただきたいと思いません。

まず1点目でございますけども、国の関係のバックということでございますが、これまでの過疎対策事業債の取り扱いによりますと、申請額が国の計画を上回る場合は、国により、借入れ額の枠配分が調整されることもございます。本年度の国の地方債計画では、全体で2,700億円となっております、全国の過疎

指定地域が776団体ございますけども、その合計の起債申請額がこれを上回ったといった場合には、国の枠の調整がある場合がございます。

それから、また、起債でございますけども、一つの事業に一つの起債区分で借り入れるということが原則になっておりまして、不足分を、例えば一般単独という起債の事業がございますけども、仮にこういったもので補てんしようとなりますと、一般単独は75%充当で、後年度の交付税の負担に算入できないというのもございます。ですから、今回、過疎対策事業債をまず優先的に充てさせていただくという手段をとっております。今後、全体的な国全体の配分額につきましては国の方で決まっておりますけども、これができるべく確保できるように働きかけていきたいと思っております。

それから、過疎対策事業債に対して一般財源ということでございますけども、先ほどの枠を超えている場合も、最悪の場合、想定はされます。そういった部分については、起債につきまして、一つしか借りられないということでございますので、差額については、残念ながら一般財源という議論も起こってこようかと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（奥村英仁君） まず、工事費関係で、単純計算で割高じゃないかということでもありますけども、これにつきましては、例えば、深層水の取水管の工事、送水管の工事とも、当然ターンテーブル船という船が来ていますが、今回も、わずか500数十メートルのところでもターンテーブル船を呼ばなくてはならないということもあって、どうしても割高になってしまう。

それとあと、当然ながら、金額が小さいと経費率も上がるということもございますので、積算上ではこの数字になったということでございます。

（「防護管の責任は1年やと思うけども、もし事故があった場合にどんな対応するのか」と呼ぶ者あり）

新産業創造課長（奥村英仁君） まず防護管、先ほど、単純計算で私、お示ししましたが、そこまでは耐えられるであろうという計算なんですけども、試験機の25.2トンは、最大どこまでいけるのかと計算していただいたところ、25.6トンでございました。これを超える力がもしどこかで働いたら、これは防護管の許容が25.6ぐらいまでやろうということでもありますので、これを超えるような力がどう働くのかというのはまだ想定はできませんけども、私の計算上では、当然

あの湾域では、よほどのことがない限り耐えられるということです。それと、何よりもまずそういうところの海域のところにはかりを落とさせていただかないということがまず重要でありますので、その辺は周知徹底して、投錨を控えていただきたい。

なお、海上保安庁の方も、尾鷲の海上保安部なんですが、ホームページに、深層水の取水管、送水管、それからDONETのケーブルの存在を示して、船長さんに「賀田湾で描泊される船長さんへ」ということで注意喚起をしていただいて、ご協力していただいています。

以上であります。

議長（三鬼和昭議員） 三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 市長、清水さんとの交渉をしっかりと頑張っていたかと思えます。よくわかりました。

それで、過疎債ですけど、担当なり副市長は答弁ありましたけども、年間、国の枠が2,700億、大体尾鷲市あたりで3億ぐらいじゃないかという中で、今回は3億8,000万上がっておるんですけども、借りられるか借りられないかは、借りられなかった場合は一般財源というお話がありましたけれども、全額借りるように努力をしていただきたいと思えます。

それで、地方債の補正を、5ページを見てもと、償還方法は30年以内になっておりますね。この30年以内というのは以内なんで、実際に今回のこういう事業費に使うのには何年償還なんですか。それと、その7割が交付税措置があると言いますがけれども、その借入金の7割に対して一括来るのか、償還が何年になるかわかりませんが、償還年次の元利金に対して来るのか、その辺の交付の仕方はどうなんですか。

それと、過疎債を借りるといっても、すぐ借りられるわけじゃないですね。すぐは借りられないでしょう。工事は、予算を認めて入札金額がかかったらすぐかかるわけですが、支払いも2カ月か3カ月になるかわかりませんが、恐らく過疎債額の方がもっと後じゃないですか。その辺のところ、財政の中でプールしてほかの資金を借り入れしなければなりませんね。それで、今、財調も大変厳しい状況だと聞いておりますけれども、このことによって一時借り入れをしなければならないのか、そういう状況も出てくるんじゃないかと思えますけれども、その辺のところも含めてご答弁願いたいと思えます。とにかく、新産業創造課長が言いましたように、そういう大きな力がかかっても大丈夫だと

いう見通しがありますので、とにかく、二度とこうしたことが起きないように、執行部としては心得てしていただきたいと思います。

これ、2回目が起こったら、議会も予算を承認しにくいでしょうね、市民の関係上。だから、そういうつもりで、執行部としてはきちっと再発防止に向けて取り組んでいただくことを要望して終わります。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 先ほどの過疎対策事業債について、再度ご説明させていただきます。若干重複する部分はございますけども、再度改めて説明いたします。

過疎対策事業債につきましては、今回、借入金を3億8,170万予定しておりますけども、それにつきましては、償還期限としましては全体で12年でございます。うち3年は据え置きとなっております。あとの9年で元利を返していくと。逆に言うと、最初の3年間は利子だけ返して、あとの9年間で元と利子、両方返していくという計算になります。そちらの方を返ささせていただいて、元金と利子の70%を後年度の交付税の基準財政需用額の方に算入してもらえということになります。したがって、そこで70%相当額がいただけると。毎年の返し終えてから出していただけるという仕組みになっております。

それから、これから実際に支払いに対しての必要資金でございますけども、市の場合、日計現金は日々管理しております。年度当初の税金とか、それからいろんな収入がございます。そういったところを日々調整しております。そこで調整して、実際の現金の流れとして払っていくことになります。したがって、それが逆転してしまうということはないように調整するんですけども、もし仮にそうなった場合には一借ということもございますけども、まずは日計現金を調整しながら幅を持たせていきたいと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

7番、南議員。

7番（南靖久議員） 私も、三鬼孝之議員と同じく、議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、補正予算書の12、13ページの、同じく海洋深層水取水障害対策事業について、若干ダブると思いますけども、お尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの三鬼さんの質疑で、大体のことが、私も腹へはまったのが事実でございますし、一番心配をしておったのが、よろいをかぶせるのが強度があるのかな

いのかというのを一番心配しておりましたけども、担当の方で25.6トン、恐らく大丈夫だろうというような力強い答弁をいただいたので、ひとつ安心をしました。

ただ、今回の全体費用、約4億余りの予算、費用で過疎債を使われるということなんですけども、三鬼孝之さんの質問でもありましたように、やはり過疎債といえども、市民が今年度、また別の意味での恩恵を被ることのできた予算なんですね。そういった意味で、今年度分の過疎債が全額使われるというのは、本当に市民的にもいろんな思いがあると思います。

ただ、私、きょうの市長の提案理由の説明の中で、余りにも市長が、水産庁の報告の取水能力が満たない段階、それと、生物の異物が詰まるので早急にせんなんというような、簡単に提案理由の説明をされましたね。当然、委員会か全協でも何回か聞いておるわけなんですけど、やはり本会議の場で改めて4億もの巨額の予算説明をするのに、余りにも僕は簡単過ぎるんじゃないのかなと、ひとつ疑問を感じました。今年度の当初予算なんか、土木なんか2億6,000万しか当初予算が上がっていないわけですね、ある意味でいくと。農林水産費でも3億8,000万余りだと思います。そういった中で、この4億というのは、尾鷲市にとって本当に巨額の費用なんです。そういった意味では、これからも提案理由の中では、もっとしっかりと、議員じゃなしに、市民に向けてわかってもらわないと何にもなりませんよ。

今回の件で、やはり財政が厳しいときに一番大事なものは、そのものに対する必要性、妥当性、優先性、効果というのは当然、市民意識というのが一番先に予算編成をする意味で大事なことだと思うんですね。そういった意味で、今回の予算の上げ方については、市民意識については、市長は余り市民意識を酌み取った市政執行をやられていないのかというのが、私が今回感じた素朴な疑問です。これからは、そういった意味でも、十二分に市民意識を考慮した上で予算執行に当たっていただきたいと、強く要望しておきたいと思います。

若干、この3億8,000万のうち、私が最も気になるのは、清水との交渉の中で、予定価格を頑張っていたきたい。できたら、3億を切っていたいくぐらいの腹づもりで市長に、随意といえども入札ですので、気概を持って当たってほしいと思います。この3億8,000万のうちで、直接工事費、地元へどれほどの経済効果がありますか。1点それを。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、今回の予算計上に当たって、市民意識の欠如を言われましたけども、そういうことは、私は毛頭思っておりませんで、一番身にしみて金額の大きさを痛感しているところでもあります。しかしながら、利用者の状況、あるいは市民でご利用いただいている方々の意見、あるいは夢古道の湯等で尾鷲の集客を図っている中で決断したわけでありまして、決して市民意識を欠如しているということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。提案理由がいかに簡単過ぎるじゃないかと言われれば返す言葉もありませんが、私としては、一番金額の大きさを痛感しているというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（奥村英仁君） 今回の工事の地元への効果ということでございますが、工事費のうち、蛇かご関係は地元の業者さんにできるだけしていただくようお願いしたいと思っております。

それとあと、当然、工事期間が大体1カ月ぐらいを想定していますが、その中で、作業員の方が尾鷲での宿泊も当然あるということで、これはあれですけど、参考までに言いますと、前回のダイバー調査のときも10数名が地元の民宿等へ泊まれたので、それなりの効果はわずかながらでもあったものと思います。

それと、今回の工事に伴って、間接的と言われればあれですけど、先日の総務産業常任委員会でお示ししましたが、事業効果例としてお示ししました。こういう経済活動が行われるので、これが安定できるということと、あと先ほども三鬼孝之議員のご質疑にご説明いたしましたが、また再度詰まるようなことがあっては信頼性をなくして、会社にとりましては、安定的な運営ができないということになりますので、今現在、この前お示した資料の、例えば、尾鷲名水、モクモクしお学舎の数字を見ますと、平成20年度から21年度を比較すると、約2倍以上のことになっています。個々の金額についてはプライバシーのことになりますので申し上げることはできませんが、2倍以上の製造品出荷額になっています。それらをさらに高めていただく意味からも、こういう安定供給は必要なものと考えております。

以上であります。

議長（三鬼和昭議員） 7番、南議員。

7番（南靖久議員） 今の市長の、決して市民意識は欠如していないということで、自分自身が一番高額なのを心得ておるといふことなんですけども、やはり、当然、

私の聞く市民というのは、深層水をやめろというんじゃないんです。市長もご存じだと思っただけですね。今の70%の通水をやって、とりあえず順調に事が運んでおるということで、それを踏まえた上で対策、対応はしてほしかったというのが市民の声なんです。市民としたら、唐突に4億という金額が走ってしまいますよ、4億といたら。実際のことを言って、私自身、1億六、七千万かなという思いがしておりました、正直な話。倍以上の工事費が上がってきたということに本当に驚愕したのが、市長のみならず、議会も市民も全員だと思っただけですね。そういった意味では、これからも市民の大きな予算ですので、やはり市民意識というのは念頭に置いていただいて、これからもきめの細かい、常に市民目線での行政は進めていただきたいと思います。

それと、今、担当課長の方から蛇かごと民宿、そうだなと。私も、恐らくじゃかごと民宿は地元に着る経済効果があるのかなという思いがしたんです。そのじゃかごとで、設計単価でどのくらいを見ておるんですか。民宿と費用的には、腹づもりでも、大体でよろしいですので、目安でも言えるのであれば、お聞かせを願いたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（奥村英仁君） いわゆる蛇かごのフィルターユニットなんですが、今、直接経費で積算は740万円ぐらいになっています。ただ、あと、工事をすることによっての経済効果は、今、手元にはないんですが、ちょっとこれはそれを見て分析する必要がありますが、産業連関表というのがございますので、それを見て計算しなくてはいけないので、今、そういう一例は申し上げましたけども、数字については、この場では、計算しなとわからないというところがありますので、産業連関表でもってはいいたのは、また後日お示ししたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 7番、南議員。

7番（南靖久議員） そういうことで、お願いいたしたいと思います。

やはり、4億もの巨額を投資する意味で、一番大切なのは再発防止だと思っただけですね。やはり、議会としても最終日で投錨禁止区域の意見書を出す予定なんですけど、そういった意味では、やはり今回の事故というのは、災害より、人的な災害だと僕は理解をしております。委員会でもお話がございましたように、当初、計画の段階で船の投錨にも大丈夫だ、引き上げられた強度、曳き船、トロール船ですか、強度が大丈夫だというようなことを僕は説明を聞いた上でのゴーサインの行為ですので、本当に今回は、私自身も人的な被害だと。そういった意味で、

議会としても、僕は自分自身、賛成した議員として、深く反省をしております。そういったことで、もう二度とというより、絶対に同じ事故を繰り返してもらったら、三鬼孝之さんじゃないけども、次の予算というのは議会では認められないと、私もそのように認識をしておりますので、いま一度、再度改めて再発防止について、どのような対策を講じておるのかお聞かせを願ひまして、私の質疑を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 再発防止、これは本当に、今回予算を認めていただくについては必要不可欠な対策であります。まず1点は、法的な規制ができないのかどうかという話。それは、今回も議員の皆さんの議決を出していただくということで、ともに、あるいはジャムステックさんとともに国の方に要望をしていきたいのがまず第1点で、法的規制ができないかという対応であります。

それから、次には、何といたっても投錨を控えていただくようなことを、現状でできることをやらなければなりませんので、今、工事用のブイを設置しておりますが、これを恒常的に、しかも数をふやして取水管の位置を示すようなブイの設置ができないかということ、これから海上保安部さんの指導でやっていきたい。

それから、陸上部に取水管の位置を示す表示がありますが、これについてもわかりにくいという意見がありますので、何とか皆さんに周知できるような方法での表示を目指していきたい。

それから、内航船舶とかあらゆる手段を通じまして、あそこに取水管の位置があるということを内航船舶の船に周知徹底していくような方法をとっていきたいなど。それから、最悪の場合も想定して、陸上に監視カメラの設置、これにつきましては、不審な動きをする船が来た段階で監視カメラによって注意の喚起もできますので、ありとあらゆるような対策をこれからしっかりと危機対策としてまとめ、皆さんにお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第31号「経22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第32号「尾鷲市

国民健康保険税条例の一部改正について」の3議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、議案第31号及び議案第32号の3議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号「専決処分事項の承認について(平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第12号)」から、日程第11、報告第6号「専決処分事項の承認について(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)」までの報告6件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告6件につきまして、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告案件6件についてご説明いたします。

報告第1号から第6号までの「専決処分事項の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

初めに、報告第1号「専決処分事項の承認について(平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第12号)」についてご説明いたします。

さきの第1回定例会終了後、歳入につきましては、地方交付税を初めとする国、県からの交付金等の交付額の確定、美しい森林づくり基盤整備交付金の県支出金から国庫支出金への組みかえ、次世代育成支援行動計画の策定が、過疎市町等地域づくり支援事業補助金の対象事業に認められたことによる県支出金の増額、療養給付費負担金の確定による後期高齢者医療事業会計繰入金の増額並びに市債の確定によるものであります。

歳出では、新型インフルエンザワクチンの接種希望者の減による新型インフルエンザ費用軽減事業の減額、海洋深層水推進事業で、取水障害の原因調査費の追加、財政調整基金への積み立てなどにより、歳入歳出それぞれに1億44万円を追加し、予算総額をそれぞれ94億7,865万4,000円とする歳入歳出予算の補正と、全国瞬時警報システム整備事業などの繰越明許費補正、公用車集中管理業務委託料などの額の確定による債務負担行為補正及び市債の額の確定に伴う

地方債補正であります。

次に、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号）」につきましては、平成20年度の療養給付費負担金の確定に伴うもので、歳入では、諸収入で、三重県後期高齢者医療広域連合より、平成20年度精算金として3,299万6,000円、歳出では、諸支出金で、一般会計繰出金として3,299万6,000円をそれぞれ追加し、予算総額をそれぞれ5億5,437万7,000円とするものであります。

次に、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等が一部改正されたことに伴う改正であります。主な改正点としましては、個人住民税では、平成24年度分以降の個人住民税から扶養控除の一部を年齢により全額廃止し、年齢により上乘せ部分を廃止するものであります。また、たばこ税につきましては、平成22年10月1日から税率を改正するものであります。

次に、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等が一部改正されたことによる条項整理に伴う一部改正であります。

次に、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等が一部改正されたことに伴う改正であります。改正点といたしましては、国民健康保険税の軽減措置を平成22年度から適用するものであります。

次に、報告第6号「専決処分事項の承認について（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）」につきましては、関連条例である職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に準じて、条項に「時間外勤務代休時間」等を追加するものであります。

以上をもちまして、報告第1号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第12号）」など報告案件6件の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で報告は終わりました。

これより、報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第6、報告第1号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市一般会計補正予算第12号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第1号は承認されました。

次に、日程第7、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第8、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第9、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第10、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、報告第5号は承認されました。

次に、日程第11、報告第6号「専決処分事項の承認について(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、報告第6号は承認されました。

次に、日程第12、報告第7号「平成21年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告1件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。  
市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告第7号「平成21年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成21年度尾鷲市一般会計の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告させていただくものであります。

以上が、報告第7号「平成21年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で報告は終わりました。

この際、報告案件であることをご留意の上、質疑がございましたらご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

ここで暫時休憩し、付託議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、最初に生活文教常任委員会を開催していただき、同委員会終了後、総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前 11時08分〕

〔再開 午後 3時34分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第13、議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」から、日程第15、議案第32号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」までの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の1議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本日、午前11時35分より、途中休憩を挟みましたが、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

なお、委員会におかれましては、今後このような事故を二度と起こさないよう改良することを望む意見が全委員からありました。また、そのために、もう少し時間をとる意味において継続との意見がありましたが、採否の結果、挙手多数で可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、生活文教常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔12番（三鬼孝之議員）登壇〕

12番（三鬼孝之議員） 本日、私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第31号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第32号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、以上2議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

市長、副市長及び関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審

査いたしました結果、付託されました議案第31号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第32号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

13番、高村泰徳議員。

13番（高村泰徳議員） 総務産業委員長にお尋ねいたします。

今般の取水管の敷設工事については、当時発注の際、平成16年12月23日の地元新聞の掲載を読むと、水深50メートル以前では、船舶のアンカーがひっかからないように海底地下などに埋設していく。地引き網などがひっかけた場合の強度も高いとのことでありました。しかし、予想外に事故が発生しました。

そこで委員長、もし再度このような取水管に事故が発生した場合、今後の対応はどのようになっているのか。質疑でも市長の答弁がありましたが、委員会での審査状況をお聞かせ願いたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 真井紀夫委員長。

16番（真井紀夫議員） 今、高村議員が質問されましたようなことにつきましては、委員会の中でも多数同じような意見が出ました。再発防止をどうするんかということで意見が出ましたが、そのことについては、今回、管を補強するということと、それからブイだとか監視カメラだとか、それからまた、インターネットでここに管があると呼びかけるとか、いろんな手を使って、あそこへ投錨しないように再発防止の努力をすると、そのような答えでしたが、委員会の中では、もっとほかにも防止策を講じられないかという意見がありましたけれども、今回、これをもって責任を持って行いたいと、政治生命をかけて行いますと、そのような強い市長の方からの意見でございましたので、委員会はそれを了としたような次第であります。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 13番、高村泰徳議員。

13番（高村泰徳議員） 事故というのは、一度あったら二度ある可能性はゼロじゃないんですね。市民は、そこが一番心配しているわけで、そして知りたいわけな

んです。清水建設は、当時、約22億5,000万円の事業をしました。そして、取水管約2億6,600万、予算の98.5%で落札しました。私は、非常に高い落札価格であったように思っており、現在も思っておるわけなんです。現在、国は随意契約については、契約を避けるように積極的に各自治体に指導しているわけなんです。

そこで、今般の追加工事については、業者と息のかかっていない他の業者にも見積書を提出させるように、そういうようなことをして、工事費を安くするように行うのが筋だと思うんです。委員長、委員会でこの点についての審議がなされたかどうかお聞きいたします。

議長（三鬼和昭議員） 真井委員長。

16番（真井紀夫議員） 高村議員が今言われました意見につきましては、全くそのとおりで、これも委員会の中で大いに同様の意見が出ました。それに対する執行部の答えは、部分的にでも発注できる場所があったら、それはそれで検討したい。しかし、メインの部分については特殊なものといえますか、そういうことでは随契もある。しかし、その随契についても、98%とか、高い予算ではなく、最低限の予算でやってもらうように、最大の努力をするという市長の答弁がありました。

そういうことでございます。

議長（三鬼和昭議員） 13番、高村議員。

13番（高村泰徳議員） 最後ですけど、3億8,000万の今般の追加予算を審議するには、1週間では非常に無理があると私は思いますけど、委員長の考えはどう思われますか。それで、過疎債も借金なんですよ。それを十分にわかっていただきたいと思います。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 真井委員長。

16番（真井紀夫議員） そういう意味では、全く短い時間の中で、これだけの大金の予算を審査しなければならないということにつきましては、私も長い経験の中で初めてのことであり、そういう意味では異常さを感じましたけども、それ以上に執行部の方が急ぐんだと、どうしても完全復旧を急ぎたいということでありましたので、それはそれとして了としたというような次第でございます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

3番、端無徹也議員。

〔3番（端無徹也議員）登壇〕

3番（端無徹也議員） 3番、端無徹也です。尾鷲維新の会派を代表いたしまして、議案第30号に反対する立場から討論を行います。

議案第30号は、「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）」であります。私どもが反対する理由としましては、工事請負費が3億8,174万9,000円と高額でありながら、調査期間が短いにもかかわらず、1社との入札とはいえ、随意契約を検討していることと、防護管による再発防止策が果たして最良の選択であるのかの調査がし切れていない点があります。また、過疎債を使用するとの意向についても、年度内には決定されないなど、計画性がないままではないかとの疑問も残ります。

さらに、今回の補正予算については、5款の農林水産業費の当初予算が3億5,483万9,000円であるのに対し、その年度予算額を大きく上回る3億9,524万9,000円であることを実感したときに、市民への説明責任を真っ先に考えた結果でもあります。

ただし、私どもの反対は、本市における海洋深層水事業そのものへの反対ではなく、一日も早い復旧を理解しつつも、予算計上額の余りにももの大きさを考えると、やはりここは性急に判断するべきではないだろうという1点であることを申し添えておきます。

よって、調査をし切れていない議案であり、再度審査すべきではないかと考えることから、今回は、この議案について賛成することはできません。先輩議員、同僚議員の皆様におかれましても、議案第30号については、改めて考えていただくことをよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私どもの反対討論を終わります。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

12番、三鬼孝之議員。

〔12番（三鬼孝之議員）登壇〕

12番（三鬼孝之議員） 賛成討論を行います。

本市のみえ尾鷲海洋深層水総合交流施設・分水施設は、県と国の補助金を活用

して施設整備を行い、平成18年4月から取水・分水を開始いたしております。現在、三重栽培漁業センターや活魚車等の水産業に加え、飲料水メーカー、尾鷲名水株式会社、製塩会社、株式会社モクモクしお学舎、温浴施設の株式会社熊野古道おわせなどの法定分水先30社を含め、多くの分水申請を受けており、供給いたしております。今や海洋深層水は、この地区にとっての貴重な地域資源となっております。海洋深層水事業が市民に認知され、現在、拡大しつつある中で、去る2月26日に取水障害が発生し、4月10日まで取水停止を余儀なくされております。その間、主要分水先の各社や市民の皆様にも多大な迷惑をおかけしていることは事実でございます。

現在、取水障害の応急復旧の結果、取水能力の70%まで復旧しておりますが、利用者の方々には量を調整しつつ分水せざるを得ない状況であります。また今後、偏平している箇所でも再び取水障害を起こす可能性が大であります。そういう状況にあります。

海洋深層水事業は、本地域経済の振興にとっても最も大切な資源であり、今後とも期待が大きく、早期に安定供給を図る必要があります。この安定供給につきましては、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の第10条に、分水量の中で、日量2,285立方メートル以上とする規約があります。そういうことから、今回提出されました海洋深層水取水障害対策事業につきましては、再発防止の観点から、取水管に防護管を巻くなど、経費が割高になる工事です。また、今回、財源的にも有利な過疎債を活用されることになっております。この過疎債の活用につきましては、本来の過疎債の活用目的から言えば多少違和感がありますけれども、現在の財政事情から、過疎債を活用せざるを得ないということを理解いたしまして、本事業に賛成するものであります。

以上、賛成討論にかえさせていただきます。

どうか、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第13、議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(三鬼和昭議員) 起立多数であります。

よって、議案第30号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第31号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第31号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第32号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第32号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第2号「賀田湾における投錨禁止区域の設定を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案理由の説明を求めます。

16番、真井紀夫議員。

[16番(真井紀夫議員)登壇]

16番(真井紀夫議員) 発議第2号「賀田湾における投錨禁止区域の設定を求める

意見書（案）について」の提案説明をさせていただきます。

本市では、豊かな自然や歴史・文化を地域資源として活用する中で、地域振興施策として異業種が有機的に連携する海業、山業を提唱し、いわゆる産業の独自化の取り組みとして、平成16年度から関連事業も含めて、総額33億円を超える事業費を投じ、みえ尾鷲海洋深層水事業を推進いたしております。

ところが、本年2月26日に取水障害が発生し、約2カ月間に及び取水が完全停止いたしました。調査の結果、賀田湾内の海底に敷設している取水管が大きく屈曲していることが判明しました。原因については、大型船舶のアンカーによるものと推測されており、応急処置により通水はしたものの、施設能力の70%程度の取水を余儀なくされております。また、同じ海域には、独立行政法人海洋研究開発機構が文部科学省の受託研究、地震津波観測システムの構築のための海底ケーブルが取水管と並行して敷設されています。

以上のことから、今後、賀田湾内の海底に設けられている公の財産が大きな損害を受け、事業推進に支障を来すことがないように、これら施設の敷設ルートに投錨禁止区域の設定を速やかに行っていただきますよう、別紙意見書をもって要望するものであります。

以上で提案理由とさせていただきますが、ぜひとも皆様のご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第16、発議第2号「賀田湾における投錨禁止区域の設定を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は慎重なるご審議を賜り、本当にお疲れさま  
でございました。

本臨時会に提出いたしました議案を原案どおりご承認賜り、また、専決処分事  
項についてもお認めいただきましたこと、感謝申し上げます。

簡単ではございますが、本臨時会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） ただいま市長より、閉会に当たり、ごあいさつがございま  
したが、今回の、特に補正予算につきましては、議会におきましても種々ご議論が  
ございました。時間的な問題、金額的な問題、工法等についてもご意見があった  
ように思います。議会のご意見、そしてご指摘を重々勘案していただきまして、  
予算執行をしていただきたいと思いますので、これをつけ添えさせていただきます  
す。

では、本日1日、ご苦労さまでございました。

これをもって平成22年第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 4時02分〕